

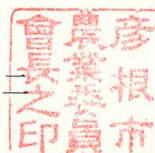
彦根市農業委員会告示第 3 号

下記の農地は、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 33 条第 2 項において準用する同法第 32 条第 3 項の規定による探索を行った結果、その農地の所有者またはその農地について所有権以外の権原に基づき使用および収益をする者(以下「所有者等」という。)を確知することができないので、同法第 33 条第 2 項において準用する同法第 32 条第 3 項の規定に基づき公示する。

令和 8 年 2 月 10 日

彦根市農業委員会

会長 田 中 金 二



記

1 農地の所在等

所在および地番	地目	面積(㎡)	農地に関する権利の種類	農地法第 32 条または第 33 条の該当条項	農地の所有者等の情報
彦根市野良田町 字名田 101 番	田	859	所有権	第 33 条第 1 項	登記名義人 大阪府高槻市安岡寺町 二丁目 17 番 10 号 鎌倉 貞子
彦根市野良田町 字一水口 132 番	田	1,044			

2 1 の農地の所有者等は、この公示の日から起算して 2 月以内に次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて、彦根市農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名および住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名)

(2) 当該農地の所在、地番、地目および面積

3 この公示の日から起算して 2 月以内に、所有者等から 2 に定めるところによる申出がないときは、当該公示に係る農地について、農地法第 41 条第 2 項により読み替えて準用する同法第 39 条第 1 項の規定により滋賀県知事が利用権を設定すべき旨の裁定をすることがある。